

江戸時代の行司の紫房と草履

根 間 弘 海

1. はじめに

本稿では、主として次のことを調べる¹。

- (a) 江戸時代には、行司に紫房は許されなかったか。
- (b) 「相撲行司家伝」(文政 10 年 11 月)の「免許状」は真実を反映しているか。
- (c) 江戸時代の木村庄之助と式守伊之助に草履が許されたのはいつか。

そして、調べた結果は、大体、次のようになっている。

- (a) 江戸時代にも紫房を許された行司がいる。9代木村庄之助と13代木村庄之助は紫房を使用していた。6代式守伊之助も横綱土俵入りを引く時だけ、特別に紫白を許されたという新聞記事もある(『読売』(M30.2.10))。それが真実であれば、巡業とは言え、式守伊之助も紫房を使用していたことになる。

¹ 草履に関しては拙著『大相撲行司の伝統と変化』(2010)の第3章「行司と草履」と第4章「明治43年以前の紫房は紫白だった」でも扱っている。本稿も内容的にはほとんど同じであるが、まったく同じというわけではない。なお、本稿では紫房と紫白房を区別していない。明治43年頃までは紫房と紫白房を区別することなく、実際は「紫白房」であっても「紫房」と呼んでいた(たとえば『読売』(M30.2.10)、三木・山田著『相撲大観』(M35, p.300)、『朝日』(M41.5.19)など)。しかし、明治43年以前にも総紫があったかもしれない。さらに、明治時代は紫白房に二種類あった可能性もある。つまり、白糸が2, 3本混じったものと多数混じったものである。総紫房と紫白房を巡ってはもっと検討する余地がある。

- (b) 「相撲行司家伝」によると、5代から9代までの木村庄之助には行司免許状が授与されている。免許状の文面はどの行司も同じで、その中に草履のことが書かれている。天明7年以前の木村庄之助の免許状に草履のことが書かれているのは、事実を正しく反映していないはずだ。なぜなら草履が履けるようになったのは、天明8年だからである。つまり、5代から7代までの木村庄之助の免許状は後から作成されたものである。
- (c) 幕末までの木村庄之助と式守伊之助は襲名すると同時に、必ずしも草履を許されていない。一人一人の行司について草履がいつから許されたかを指摘してあるが、中には具体的な年月を確認できなかった行司も何名かいる。特に初代式守伊之助と2代式守伊之助の草履に関しては、それを確認できる資料が見つからなかった。2代式守伊之助の場合は、一枚下の式守鬼一郎に文化6年9月に草履を許されていることから、草履を許されているはずだ。しかし、それを裏付ける一次資料はまだ見ていない。

2. 紫房の使用

花坂・枅岡著『相撲講本』(S10)に次のような記述がある。

「団扇の紐紫白を吉田家より授くるということは、15代木村庄之助へ明治31年に初めて遣った」(p.655)

また、吉田著『原点に還れ』(p.135)にも次のような記述がある²。

² この記述にある「明治31年、15代木村庄之助」は本稿の「16代木村庄之助」に相当する。本稿の「行司の代数」は『大相撲人物大事典』(2002)に基づいている。確かに、16代木村庄之助は明治31年に免許状を授与され、紫白房を使用している(『都』(M43.4.29)／『日日』(M45.1.15))。しかし、明治になってからでも明治31年までに紫白房を許されたのは、この他にもいる。従って、明治31年に初めて紫房が許されたというのは正しくない。なお、15代木村庄之助には明治30年に紫房(つまり)紫

「江戸時代は吉田追風家門弟である木村庄之助には、軍配の総ふさの色は緋総『深紅色』を授与していた。当時、紫総は禁色で、吉田追風の団扇にだけ認められていた。その後、明治 31 年、15 代木村庄之助に対し二十三世追風善門が初めて紫分の団扇として紫総を授与し、それ以降今日に至っている」(p.135)

これらの記述にあるように、江戸時代には木村庄之助に紫房は本当に授与されていなかったのだろうか。実は、そうではない。9 代木村庄之助と 13 代木村庄之助には紫房（厳密には紫白房）が許されていた³。6 代式守伊之助にも江戸末期に地方巡業の横綱土俵入りで特別に紫房が許されていたという新聞記事がある（『読売』(M30.2.10)。このような事実から、紫房は江戸時代でも禁色ではなかったことが分かる⁴。紫房はまったく授与されない禁色ではなかったのである。

(1) 9 代木村庄之助の紫房

この 9 代木村庄之助が「紫白」の総ふさ（つまり房）を許されたことは、『相撲金剛伝（二編）』（文政 11 年）や『角觥詳説金剛伝』（文政 11 年）で確認できる。

「無字団扇紫打交之紐上草履免許」

これは純粹の「紫」ではなく、「紫白」だったようだ。「打交」とあるのは「紫」とは違う別の色と混ぜ合わせたことを意味しているはずで、それは「白」

白房）が授与されている。

³ 「相撲家伝鈔」（正徳 4 年）によると、行司吉片兵庫に紫房が授与されている。この行司は吉田司家の支配下になかったようだ。吉田司家の吉田追風だけが紫房を授与された特別の行司家だったわけではない。

⁴ 江戸時代はもちろん、行司の最高色は「朱」である。紫房（実際は紫白房）は一種の名誉色である。紫が禁色であれば、どの行司にも授与されないはずだが、例外的であれ、ほんのわずかの行司には許されている。

に違いない。この 9 代木村庄之助の紫房は、次の錦絵でも確認できる。

- ・ 文政末期か天保初期、「当時英雄取組ノ図」、香蝶桜画、堺市博物館製作『相撲の歴史』（p.47）
東の方阿武松、西の方稲妻。行司は木村庄之助で、紫房である。
間違いなく紫色というより薄い黒系統の色に見える。朱色でないことから、紫色と判断してよい。

ところで、この記述によると、16 代木村庄之助に初めて「紫分の団扇」が授与されたとなっているが、この団扇は元々、式守家（初代伊勢ノ海の門弟）に授与されたものである⁵。つまり、木村家に授与されたものではない。これは吉田司家の什宝「獅子王の団扇」と同じものである。模造品であることから特別に「紫分の団扇」と呼んでいる。団扇の形そのものは同じだが、房の色も同じ「紫」というわけではない。三木著『増補訂正日本角力史』（M42）にはこの「紫分の団扇」の房の「紫色」に関し、次のように述べている。

「吉田家^{じっぽう}什宝の団扇獅子王の模品を贈られ、これを紫分の団扇と云う。紫は即ち官より許されたる団扇との意を表し、これが模品たるを以て紫分と称すと云う。」（p.186）

三木・山田編『相撲大観』（M35）でもこの「紫分」に関し、次のように

⁵ この「紫分の団扇」の由来については三木著『増補訂正日本角力史』（pp.186-7）に詳しく述べられている。式守家の起源については必ずしもはっきりしないが、この団扇は伊勢ノ海家と関係ある行司に贈られている。つまり、式守家に贈られている。明治 30 年代には式守蝸牛（つまり初代式守伊之助）の子孫の家にあったという。吉田著『原点に還れ』（p.135）では「紫分の団扇」が 16 代木村庄之助に贈られとなっているが、これは三木著『増補訂正日本角力史』（pp.186-7）や三木・山田著『相撲大観』（p.300）の「紫分の団扇」と異なることになる。『原点に還れ』の著者は吉田司家の子孫であり、吉田追風の称号も名乗っているのも、間違いはないかもしれないが、これと異なる説が明治以降受け入れられてきたことも確かである。どの説が正しいかは今後の研究に俟ちたい。荒木著『相撲道と吉田司家』（p.191）によると、獅子王の団扇は文治 2 年 7 月、木剣と共に勅賜されている。吉田司家がいつ「紫」を授与されたかは分からないが、江戸時代に吉田追風は紫房の軍配を使用している。

述べている。

「紫分とは重宝を分つの意にして真の獅子王にあらず、すなわち獅子王の模倣なり」(p.300)

これらの記述から分かるように、「紫分の団扇」は「紫房」も共有することを意味しない。つまり、式守伊之助は吉田司家の獅子王と同じ形の団扇を贈られているが、「紫房」は贈られていない。実際、行司の房の色は「朱」だった。この朱色は「相撲行司家伝」(文政 10 年 11 月)の免許状で確認できる⁶。

(2) 13 代木村庄之助の紫房

この行司も紫房を使用している。江戸時代では次の資料で確認できる。

- ・ 慶応 2 年 3 月 (1806)、木村庄之助の錦絵、国貞画、学研『大相撲』(p.127)

この錦絵では、木村庄之助の軍配房は紫である。他方、式守伊之助の軍配房は朱色である。木村庄之助と式守伊之助は、軍配房の色に関し、明らかに違いがある。

それでは、木村庄之助はいつ紫房を許されただろうか。これは元治元年春場所と元治 2 年春場所の絵番付を比較すれば、その年月がある程度確実に推定できる。

元治 2 年春場所の絵番付では木村庄之助の軍配房は紫色で描かれている。

- ・ 元治 2 年春場所、「御免出世鏡」、芳春画、景山編著『大相撲名鑑』(p.20)

⁶ 免許状では朱色ではなく「紅紐」になっている。

しかし、元治元年春場所の絵番付では、木村庄之助の軍配は朱色で描かれている。

- ・ 元治元年 3 月、「勸進大相撲東西関取鏡」、三代国貞画、『江戸相撲錦絵』（pp.146-8）

元治元年春場所の絵番付と元治 2 年春場所の絵番付ではそれぞれ絵師が違うが、前者では朱色で描かれているのに対し、後者では紫色である。異なる色を使い分けていることから、軍配の色に関しては事実を正しく反映していると判断してよいはずだ。これが正しければ、次の二つのうち、いずれかが正しいことになる。

- (a) 木村庄之助は元治元年冬場所（10 月）で紫房を許された。
- (b) 木村庄之助は慶応 2 年春場所で紫房を許された⁷。

このうち、いずれが正しいだろうか。二つの絵番付だけを比較しても、それは判断できない。二つとも春場所を描いてあり、木村庄之助が冬場所での色だったかはまったく分からないからである。しかし、絵番付以外の資料から元治 2 年冬場所のほうが事実に近いことが分かる。その資料というのは、6 代式守伊之助にも巡業で特別に紫房が許されたという新聞記事である（『読売』（M30.2.10））⁸。この記事の内容は、次の「6 代式守伊之助の紫房」で詳しく示してある。それを参考にすれば、次のような当時の相撲界の動きから 13 代木村庄之助の紫房は元治元年冬場所までに許されていたに違いない。

- (a) 横綱雲龍は元治 2 年 2 月で引退している。

⁷ 元治 2 年 4 月に年号が「慶応」に変わっている。

⁸ 13 代木村庄之助に紫白房が許されていたことは『東京日日』（M32.5.18）の記事でも見ることができる。また、15 年木村庄之助も明治 23 年頃にはすでに紫房を使用している（『読売』（M23.1.19））。明治 23 年頃、総紫房と紫白房の区別があったかどうかは定かでない。本稿では、拙著『大相撲行司の伝統と変化』（2010）の第 4 章「明治 43 年以前の紫房は紫白だった」と同様に、その区別はなかったという立場である。

- (b) 横綱雲龍と横綱不知火（光）がそれぞれ別々の地方巡業に出かけているのは、元治2年2月場所以前である。
- (c) 木村庄之助は地方巡業が行われる前、すでに紫房を許されていた。それに合わせて、6代式守伊之助にも地方巡業の場合だけ、特別に紫房が許された。

木村庄之助の軍配房の色を確認できる元治元年冬場所の錦絵はまだ見えないが、もしそのような錦絵があれば、「紫色」で描かれているに違いない。また、慶応2年3月から慶応4年までに間に描かれた錦絵で木村庄之助の軍配房の色を確認できるものもまだ見えないが、それは「紫色」に違いない⁹。明治初期になると、木村庄之助の紫房を確認できる錦絵はいくつかある。その一つが次の錦絵である。

- ・ 明治2年4月から明治3年11月、鬼面山横綱土俵入之図、国輝画、学研『大相撲』（pp.116-7）。

鬼面山は明治2年4月、横綱免許を授与され、明治3年11月に引退している。従って、この錦絵はその間に描かれたことになる。

(3) 6代式守伊之助の紫房

江戸末期には式守伊之助にも紫房が特別に許されたという新聞記事がある¹⁰。

⁹ 慶応2年から明治元年までに描かれた錦絵では木村庄之助の軍配房の色を判別できるものはない。式守伊之助を描いたものばかりである。たとえば横綱陣幕の土俵入りを描いた慶応3年の錦絵（国輝画）では式守伊之助は朱房である（『江戸相撲錦絵』（p.64））。

¹⁰ 元治元年3月の不知火横綱土俵入りを描いた錦絵（国定画、『江戸相撲錦絵』（p.63））があるが、その土俵入りを引いている式守伊之助の軍配房は朱色である。本場所の横綱土俵入りでは、伊之助は朱房を使用していた。この伊之助は明治時代に入っても軍

「(前略)式守家が紫紐を用いたる先例は今より三代前の伊之助が特許されしより外更ほかさらになくこの時の如きも当時東に雲龍久吉という横綱ありたりしにまた西より不知火光右衛門現れ東西横綱なりしたため東は庄之助これを曳き西は式守伊之助が曳くという場合よりして伊之助が紫紐帯用の許可を受けたるものなれば(後略)」(『読売』(M30.2.10)の「式守伊之助と紫紐の帯用」の項)

もしこの記事が事実を正しく述べているとすれば、それは元治2年2月以前のことである。というのは、二人が共に横綱を張っていたのは元治2年2月以前だからである。横綱雲龍は文久元年9月に横綱免許を受け、元治2年2月に辞めている。他方、横綱不知火(光)は文久3年11月に横綱免許を受け、明治2年11月に辞めている。つまり、両横綱は文久3年11月から元治2年2月までの間だけ共に横綱を張っていた¹¹。

3. 「相撲行司家伝」の免許状¹²

「相撲行司家伝」(文政10年11月)には5代木村庄之助に次の免許状が授与されたことが記されている。

配房は朱色だった。また、この新聞記事が正しければ、初代から5代までの式守伊之助は緋房を使用していたことになる。

¹¹ 横綱土俵入りを引くには草履を履いていけばよいはずだが、木村庄之助が紫房であったために朱房の式守伊之助も紫房に格上げしなければならなかったようだ。一方の横綱には紫房、もう一方の横綱には朱房というのは、横綱を差別することにつながるからである。地方巡業や特別の催事などでは行司は房の色を格上げすることがよくあったが、この「しきたり」は昭和30年代までよく見られた。房の色を格上げするにも一定の申し合わせがあり、たとえば足袋格(つまり十両格)は地方巡業といえども、草履を履くことは許されなかった(「東京大角力協会申合規約」(M22)の第39条)。

¹² 5代木村庄之助は寛延2年8月に吉田司家の故実門人となり、江戸の目代となっている(『本朝相撲之司吉田家』(p.16))。それ以前は、吉田家の支配を受けていなかった。

「
免許状
無事之唐団扇並紅緒方屋之内上草履之事免之候可有受用候仍免
状如件
寛延二年巳八月
本朝相撲司御行司
16代 吉田追風 ㊦
江府木村庄之助との 』

この免許状には問題点の一つある。それは「上草履」を許されているという
ことである。寛延2年当時、木村庄之助は草履を履いていなかった。つまり、
上草履を履いていなかったのに、それが許されていると記されているの
である。ということは、免許状は事実を正しく反映していないことになる。
このことは、そのような免許状はなかったことを意味している。おそらく、
後の木村庄之助に授与された免許状の文面を真似て作成し、寛延2年8月の
日付にしたに違いない。

6代木村庄之助の免許状は焼失しているため、免許状の文面は分からない¹³。
免許状が出されていたとしても、5代木村庄之助と同じものであったはずは
ない。というのは、この6代木村庄之助は草履を履くことが許される以前の
行司だからである。

7代木村庄之助（明和8年3月から寛政11年11月まで）の免許状は天明
7年12月に授与されている¹⁴。文面はやはり5代木村庄之助と同じだという。
これは事実を正しく反映している可能性がある。というのは、草履が許され
たのは、次に示すように、「一札申し上げ候」の「先年」は天明8年か7年
のいずれかを指している可能性が高いからである。

¹³ 『大相撲人物大事典』（p.696）によれば、この6代木村庄之助は宝暦4年頃から明
和7年11月まで務めている。

¹⁴ 学研『大相撲』（p.74）に右手の軍配の上に左手の弓を重ねるような格好の7代木村
庄之助が描かれた錦絵（春英画）がある。おそらく弓取り式で弓取り力士に弓を手渡
す様子を描いたものであろう。木村庄之助は草履を履いている。この錦絵は天明8年
から寛政11年11月の間に描かれたことになる。絵師の春英は文政2年7月に亡くなっ
ている。

「 差上申す一札の事

今般吉田善左衛門追風殿より、東西谷風、小野川へ横綱^{いたされ}伝授被致度、
先年木村庄之助場所上草履^{あいち}相用い候儀 先日善エ衛門殿より免許
^{これあり}有之、その節場所にて披露仕候例も御座候に付、この度も同様披露
仕度^{たきむね}旨、牧野備前守様へも願申上候 処、^{ところ}苦しかる間敷く^{まじ}仰せ渡され、
有難く畏まり奉り候、尤も横綱伝授の義は吉田善左衛門殿宅に
於て免許致され候儀に御座候、この段牧野備前守様へも^{おんどけ}御届申上候、
之に依つて^{いっさつ}一札申上候

以上

寛政元酉年十一月二十六日

勸進元 浦風林右エ門

差添 伊勢海村右エ門

行司 木村庄之助^{わずらい} 煩に付代

音羽山峰右エ門

寺社奉行所様

」

(酒井著『日本相撲史(上)』(p.166))

7代木村庄之助の免許状の文面は正しいかもしれないが、免許状が授与された天明7年12月までどのような資格で木村庄之助を務めていただろうか。免許状なしで務めていただろうか。それとも何らかの免許状が授与されていたが、文面が違っていたのだろうか。「相撲行司家伝」には、次のようなことも記されている。

「五代目庄之助より代替の節は吉田家へ神文致且つ免許状その時々被相渡候仕来るに仕り(後略)」

これを素直に受け取れば、7代木村庄之助は明和8年3月頃、免許状を授与されているはずである。もしこれが正しければ、7代木村庄之助は何らかの免許状を授与されていたことになる。その中には草履を許されるという文言はなかったに違いない。というのは、明和8年当時、木村庄之助は草履を

履いていなかったからである。また、木村庄之助を襲名した頃、免許状を授与されていないからなら、5代から7代木村庄之助までの免許状は、実は、授与されていないかもしれない。現時点では、何が真実かを判断できないが、「相撲行司家伝」に記されている免許状の文面をそのまま受け入れるには問題があると言ってよい。

「相撲行司家伝」によると、7代木村庄之助に草履免許が授与されたのは天明7年11月となっている。本場所で木村庄之助が草履を履いたのはおそらく天明8年春場所ということになる。それ以降、7代木村庄之助は勸進相撲では草履を履いている。8代木村庄之助と9代木村庄之助の免許状には、7代以前の木村庄之助の免許状に見られる問題はない。天明8年以降、木村庄之助は、原則的に、草履を許されていたからである。もちろん、木村庄之助は襲名と同時に草履を履けたわけではない¹⁵。

4. 天明8年前と後の錦絵

木村庄之助が草履を履けたことを実際に確認できる錦絵としては、天明8年春場所を描いたものがある（池田編『相撲百年の歴史』（p.10））。天明8年を境にして、素足と草履に別れる¹⁶。天明7年以前の木村庄之助は、次の錦絵で見ると、素足である。

- (a) 天明2年2月場所（7日目）、「東西土俵入の図（谷風と小野川の立合いの図）」、春章画、堺市博物館製作『相撲の歴史』（p.35）
- (b) 天明2年春場所、「江都勸進大相撲浮世絵之図」、春章画、『相撲浮世絵』（p.67）
- (c) 天明3年11月、渦ヶ淵と関ノ戸の取組、春好画、SWPM（24）
- (d) 天明4年3月、加治ヶ濱と関ノ戸の取組、春英画、SWPM（p.26）

¹⁵ どのような基準で木村庄之助に草履が許されたかは定かでない。

¹⁶ 当時は草履を履けば、同時に足袋も履くことができた。すなわち、足袋だけの行司はいなかった。足袋行司が現れたのは、おそらく、文政後期か天保初期である。これについては拙稿「足袋行司の出現と定着」（2013）で詳しく扱っている。

- (e) 天明 6 年 11 月、「日本一江都大相撲土俵入後正面之図」、春章画、SWPM (p.26)¹⁷

この錦絵では行司（木村庄之助）は後ろ姿になっているが、足指がはっきり描かれている。

他方、天明 8 年から寛政期の錦絵ではすべて、木村庄之助は草履を履いている。

- (a) 天明 8 年 4 月、東西の幕内土俵入り、春好画、池田編『相撲百年の歴史』(p.10)。
(b) 寛政 2 年 3 月、小野川と龍門の取組、春好画、SWPM (p.89)
(c) 寛政元年春場所七日目、谷風・小野川横綱伝授披露の図、春英画、酒井著『日本相撲史 (上)』(p.167)
(d) 寛政 3 年、雷電と陣幕の取組、春英画、酒井著『日本相撲史 (上)』(p.173) / 『相撲浮世絵』(p.70)
(e) 寛政 6 年、「大名御覧相撲の図 (藩邸内水入りの図)」、春英画、堺市博物館製作『相撲の歴史』(p.40)¹⁸

5. 8 代以降の木村庄之助の草履

7 代木村庄之助までの草履については既に見てきたので、ここでは 8 代木村助から 13 代木村庄之助までの履き物はどうなっていたかを見て行くことにする。江戸時代は木村庄之助を襲名しても直ちに草履を必ずしも許されたわけではない。しばらく足袋だけを履いていた木村庄之助もいた。なぜ草履

¹⁷ 『江戸相撲錦絵』(p.7) では天明 7 年となっている。素足であることから天明 7 年以前の錦絵であるが、天明 6 年と天明 7 年のうちいずれが正しい年月かは分からない。錦絵には土俵入りする力士名が記されていない。化粧回しや容貌などを考慮して判断することになるが、いずれかの年月を割り出す決定的証拠が見当たらない。

¹⁸ この錦絵では木村庄之助は草履を履いているが、実際に履いていたかどうかは必ずしもはっきりしない。当時の勸進相撲では草履を履くことができたので、上覧相撲でも履けたと勘違いした可能性もある。

が許されなかったかについてはまったく分からない¹⁹。

(1) 8代木村庄之助(寛政12年4月～文政7年正月)²⁰

草履は寛政11年3月に授与されている(「相撲行司家伝」)。草履のことは免許状に記されている。故実門人になったのも寛政11年3月である(荒木著『相撲道と吉田司家』(p.197))。

文政7年正月場所を最後に引退し、木村喜左衛門を称していたが、天保6年正月に木村庄之助として復帰した。天保7年2月に木村松翁(首席)となり、天保12年11月まで務めた。木村松翁は首席だったので、その間、木村庄之助は第二席だった。

(2) 9代木村庄之助(文政7年10月～天保5年10月)

文政8年3月に草履の免許を授与されている(「相撲行司家伝」)。これは免許の交付日で、襲名場所は文政7年10月である。故実門人には文政8年7月になっている(『ちから草』(p.128))²¹。『角觥詳説活金剛伝』では「本朝相撲司御行司吉田追風門人」とあり、年月は記されていない。

¹⁹ 江戸時代の木村庄之助や式守伊之助がどのような基準で草履を許されたかは分からない。そのため、本稿ではそれについて触れていない。番付の順序に従って草履が許されたわけでもなさそうである。木村家や式守家のトップには草履を許す傾向があるが、これも常に守られていたわけでもない。同じ行司家(つまり木村家と式守家)の首席と次席に草履が許されることもあれば、首席だけに許されることもある。草履が許される何らかの決まりがあったかもしれないが、それも制度的に決まっていたのか、人間関係によって決めていたのか、はっきりしない。いずれにしても、江戸時代に草履がどのように許されたのかは分からない。

²⁰ 吉田著『原点に還れ』(pp.189-91)によると、8代木村庄之助は文政初期、鼓ヶ瀧の小野川襲名で処置を誤り、そのために20世吉田追風より厳しい戒告を受けている。これは「戒告書」の形をとっていて、その写しが『原点に還れ』(p.191)に掲載されている。木村庄之助は戒告だけで済み、庄之助の地位にそのまま継続している。因みに、鼓ヶ瀧の小野川襲名は却下されている。

²¹ 行司の故実門人の年月は『本朝相撲之司吉田家』、『ちから草』、荒木著『相撲道と吉田司家』、吉田著『原点に還れ』などに記されている。

(3) 10代木村庄之助（天保7年2月～天保9年10月）

9代木村庄之助は引退して木村瀬平を称していたが、天保7年2月に行司として復帰し、10代木村庄之助となった。つまり、9代木村庄之助と10代木村庄之助は同一人物である。草履は復帰した後も履いていた。

(4) 11代木村庄之助（天保10年3月～天保15年10月）

天保10年3月に木村庄之助を継いだが、しばらく草履を履いていなかったかもしれない。木村庄之助が足袋だけを履いた錦絵がある（学研『大相撲』（p.75）。天保12年6月、故実門人となる（『ちから草』（p.128））。草履を履くようになったのは、故実門人になってからかもしれない。天保12年11月には首席だった木村松翁が引退し、11代木村庄之助が首席になっている。天保14年の錦絵では11代木村庄之助は草履を履いている²²。間違いなく天保13年に描かれていることが確認できる錦絵を示すことはできないが、天保10年3月から天保12年11月までに描かれた錦絵が見つければ、11代木村庄之助の足元がどうなっていたかは確認できる。しかし、今のところ、そのような錦絵はまだ見ていない。

- ・ 天保14年10月、荒馬と剣山の取組、香蝶桜画、『江戸相撲浮世絵』（pp.113-5）
- ・ 天保14年10月、不知火と剣山の取組、香蝶桜画、『江戸相撲浮世絵』（p.97）

残念ながら、天保10年から天保12年11月まで木村庄之助が足袋だったかどうかを確認できる錦絵をまだ見ていない。もし履いているのが見つかつ

²² 天保13年か天保14年に描かれた錦絵はいくつかあるが、間違いなく天保13年のものだと断定できる証拠がない。11代木村庄之助は天保13年には首席であり、故実門人でもあるので、当時、草履を履いていたと断定してよい。

たら、その年月を吟味しなければならない。故実門人になった年月とどの程度離れているかによって手続き的な問題なのか、それとも草履と故実門人はまったく無関係なのかが分かるはずだ。

(5) 12代木村庄之助（弘化2年2月～嘉永6年2月）

嘉永3年9月、木村庄太郎を名乗っていたときに故実門人となる（『ちから草』（p.128））。そのとき、草履を許された可能性がある。庄之助になる前に故実門人になっている。弘化3年の錦絵では、草履を履いている。

- ・ 弘化3年、秀の山と稲川の取組。香蝶桜画、『相撲浮世絵』（pp.50-1）。

(6) 13代木村庄之助（嘉永6年11月～明治9年4月）²³

草履は安政元年12月から安政6年11月の間に許されたはずだが、具体的な年月はまだ分からない。学研『大相撲』（p.131）に安政2年2月の絵番付があり、13代木村庄之助は草履を履いている。故実門人には明治元年12月に故実門人になっている（『ちから草』（p.128））。嘉永6年に木村庄之助を襲名していたのに、明治元年に故実門人になっている。なぜ故実門人になるのがこれほど長くなったのか、その理由は分からない。

6. 3代式守伊之助までの履きもの

(1) 初代式守伊之助（明和4年3月～寛政5年3月）

木村庄之助は天明8年に草履を許されているが、式守伊之助の草履に関しては何も分からない。式守蝸牛（初代式守伊之助）著『相撲隠雲解』には自身の履きものについてまったく触れていない。この式守伊之助は草履を許さ

²³ この行司は小太郎→幸太郎→市之介（助）→多司摩→庄之助と改名している。

れていないかもしれない。なお、天明 4 年 11 月に描かれた珍しい式守伊之助の錦絵があるが、もちろん、素足である。

- ・ 「鬼面山と江戸ヶ崎の取組」、春章画、SWPM (p.25)

この式守伊之助がいつ故実門人になったかも分からない。安永 3 年 10 月以降、木村庄之助の次ぐ第二席だったし、式守家の首席でもあったことから、故実門人を許されても不思議ではない。しかし、それを裏付ける資料はまだ見たことがない。

(2) 2代式守伊之助 (寛政 5 年 10 月場所～文政 2 年 11 月場所)

この行司は寛政 5 年 10 月、式守伊之助になったが、寛政 12 年 4 月に式守伊之助を辞め、与太夫 (初代) を名乗った。それは文化 10 年 11 月まで続いた。寛政 12 年 4 月から文化 10 年 11 月まで番付には式守伊之助の名はない。文化 11 年 4 月には式守伊之助に復帰している。文化 6 年、与太夫より下位の式守鬼一郎に草履免許が授与されている (『ちから草』(p.26))。当時、与太夫は式守伊之助を名乗っていないが²⁴、鬼一郎より上位であった。与太夫も鬼一郎も同じ式守家の行司なので、与太夫にも草履を許されていたはずだが、それを裏付ける資料はまだ見つかっていない²⁵。

(3) 3代式守伊之助 (文政 3 年 3 月～文政 13 年 11 月)

草履は文政 11 年に許されている。これは次の資料で確認できる。

²⁴ 式守伊之助は「伊勢ノ海訴訟事件」に巻き込まれ、伊之助を辞している。しかし、与太夫に改名し、行司は続けている。

²⁵ もしこの与太夫に草履が許されていないとすれば、行司界の常識を破っていることになる。下位の行司が草履を履いているのに、その上位にいる行司が草履を履いていないからである。履きものや房の色に関し、このような型破りの処置はこれまで見たことがない。しかし、与太夫が式守伊之助を襲名し、不祥事でそれを辞めていることから、草履を許されないという異常事態が生じたのかもしれない。何が真実かを知るには、やはり証拠が必要である。

「文政 11 年子年上履免許」(『角觥詳説活金剛伝』)(文政 11 年)。

草履を許されていることから、故実門人になっているはずだが、それを裏付ける資料はまだ見ていない。

(4) 4 代式守伊之助 (天保 5 年 10 月～天保 8 年正月)

草履をいつ許されたかは分からない。草履を許されていれば、故実門人になっているはずだ。しかし、それを裏付ける資料はまだ見ていない。

(5) 5 代式守伊之助 (天保 10 年 3 月～嘉永 3 年 3 月)

天保 11 年 8 月、故実門人になっている(『ちから草』(p.128))。その頃に草履も許されたかもしれない。天保 10 年 11 月の錦絵では足袋だけだが、天保 14 年には草履を履いている。

- ・ 天保 10 年 11 月、「勸進大相撲の図」、香蝶桜画、SWAP (p.124)
足袋である。絵の中に勘太夫改め式守伊之助と記されている。
- ・ 天保 14 年、猪名川と友綱の取組、『江戸相撲錦絵』(p.101)
草履である。
- ・ 天保 14 年、荒馬と剣山の取組、『江戸相撲錦絵』(p.101)
草履である。

木村庄之助を襲名した天保 10 年 3 月から草履を許された天保 11 年 8 月の間に描かれた錦絵があれば、その間の足元を確認できるはずだ。しかし、今のところ、その間に描かれた錦絵はまだ見ていない。

(6) 6 代式守伊之助 (嘉永 6 年 11 月～明治 13 年 5 月)

式守伊之助を襲名する以前に草履を許されている²⁶。嘉永4年11月には足袋姿の錦絵があり、草履を履いている。

- ・ 嘉永4年11月、小柳と鏡岩の取組、『図録「日本相撲史」総覧』(pp.30-1)
鬼一郎は足袋姿である。

嘉永5年11月以降の錦絵では、草履を履いている。

- ・ 嘉永5年11月場所6日目取組の顔触れの図、香蝶桜画、学研『大相撲』(p.75)
小柳と黒岩の取組、それに猪王山と階ヶ嶽の取組。すなわち、5日目に鬼一郎が顔触れを披露しているが、草履を履いている。
- ・ 嘉永6年11月、「勸進大相撲之図」、香蝶桜画、『江戸大相撲錦絵』(pp.144-5)
鬼一郎改め式守伊之助は草履を履いている。

明治元年12月、故実門人となる（『ちから草』(p.128)）。これは13代木村庄之助と同じ年月だが、なぜそれほど遅れて故実門人に加えられたのかは分からない。単に事務的手続きが遅れたというわけでもなさそうである。

すでに見たように、6代式守伊之助は紫房を許されたという新聞記事（『読売』(M30.2.10)）がある。

7. おわりに

本稿では絵図資料や文字資料に基づいて一定の結論を出しているが、中には正しくない結論があるかもしれない。ここでは、今後、解明すべき問題点

²⁶ 式守鬼一郎は当時式守家のトップで、伊之助を襲名することが決まっていたかもしれない。先代式守伊之助（5代）は嘉永3年1月に亡くなっている。

をいくつか記しておきたい。

- (1) 本稿では、13代木村庄之助に紫房が許されたのは元治元年冬場所だとしている。しかし、これが正しいかどうかはもっと検討しなければならない。というのは、それを裏付け証拠が「絵番付」と「新聞記事」だけだからである。絵番付は必ずしも信頼できる資料ではないし、新聞記事はそれを裏付ける証拠が他にない。もし13代木村庄之助に元治元年冬場所に紫房が許されていないのなら、6代式守伊之助に紫房が特例として許されたということもなかったことになる²⁷。
- (2) 本稿では、初代式守伊之助と2代式守伊之助が草履を履いていたかどうかについて何の証拠も提示できなかった。従って、草履を履いていたのか、それとも履いていなかったのか、まったく分からない。何らかの証拠がどこかにあるはずだが、その証拠がまったく見つからない。これに決着をつけるには、やはり何らかの証拠が必要である。
- (3) 本稿では、幕末までの木村庄之助と式守伊之助の履き物についても調べたが、中には草履を許された年月がまったく分からない行司が何名かいた。証拠となる絵図資料や文字資料が見つからないのである。しかし、そのような資料はどこかに存在しているはずだ。そのような資料が見つければ、本稿で判明しなかった行司がいつから草履を履いたかも簡単に解決する。
- (4) 江戸時代は禁色だったはずの紫房が9代木村庄之助や13代木村庄

²⁷ 13代木村庄之助の紫房が慶応2年3月だったとすれば、5代式守伊之助に特例として紫房が許されたということはある得ない。横綱雲龍は元治2年2月に横綱を引退しているからである。横綱を引退した後でも特別に地方巡業で横綱土俵入りをしていたとしたら、もちろん、話は別である。

之助に授与されている。幕府は「紫」を禁色にしていたのだろうか。わずかの行司であれ、実際に紫房が許され行司がいたことも事実なので、紫房が本当に禁色だったかどうかを問いたくなる。吉田追風はどういう権限で紫房を授与したのだろうか。幕府の許可を受けた後で授与したのだろうか、それとも吉田司家の判断で授与したのだろうか。行司の「紫房」は本当に「禁色」だったのだろうか。地位としての「紫」は禁色だったが、名誉色であれば許されていたのだろうか。江戸時代の紫房を巡ってはこのような疑問もわいてくる。

- (5) 紫房や草履を巡っては他にもいろいろ解決しなくてはならない問題がある。たとえば、木村庄之助を襲名すると同時に草履を許された者もいれば、そうでない者もいた。どのような基準で草履を許したり、許さなかったりしたのだろうか。この疑問について回答があるかどうかは分からないが、やはり知りたいところだ。

本稿をまとめるには江戸時代の写本もいくつか参考になっているが、多くの場合、公刊されている錦絵を参考になっている。非常に限られて資料に基づいて論考を展開しているので、疑問点が出てきてもそれを解決できない場合が多いのである。しかし、錦絵にはまだ公刊されていないものがあり、残念ながら、それを目にする事ができない。その中に貴重な資料が埋もれているかもしれない。本稿では使用可能な資料を大いに参考にしたが、いつか他の資料が見つかり、その結果修正しなければならないものがでるかもしれない。そういう問題点があることを指摘しておきたい。

参考文献

- 荒木精之、昭和 34 年、『相撲道と吉田司家』、相撲司会。
『江戸相撲錦絵』、『VANVAN 相撲界』(昭和 61 年新春号)、ベースボール・マガジン社。
『大相撲』、戸谷太一編、昭和 52 年、学習研究社(学研)。
『大相撲人物大事典』、平成 13 年、『相撲』編集部、ベースボール・マガジン社。

- 『角觥詳説活金剛伝』、文政 11 年、立川焉馬撰。
- 景山忠弘編著、平成 8 年、『写真と資料で見る大相撲名鑑』、学習研究社（学研）。
- 酒井忠正、昭和 31 年、『日本相撲史(上)』、ベースボール・マガジン社。
- 式守蝸牛、寛政 5 年、『相撲隠雲解』/『VANVAN 相撲界』(秋期号)に収録、昭和 58 年。
- 『相撲浮世絵』、別冊『相撲』夏季号、昭和 56 年 6 月、ベースボール・マガジン社。
- 『相撲絵展』、平成 10 年、山口県立萩美術館・浦上記念館。
- 『相撲家伝鈔』、正徳 4 年、木村喜平次著。
- 「相撲行司家伝」(文政 10 年 11 月)、柘岡智・花坂著『相撲講本』、pp.597-603/ (酒井著『日本相撲史(上)』(p.166))。
- 『相撲金剛伝(二編)』、文政 11 年、立川焉馬撰。
- 『相撲の歴史』、平成 10 年 3 月、堺市博物館製作。
- 『相撲櫓太鼓』、天保 14 年、立川焉馬序文、歌川国貞画。
- 『ちから草』、昭和 42 年、吉田司家。(「すまい御覧の記」、「吹上御庭相撲上覧記」、「相撲上覧記」、「相撲私記」などの抜粋がある。)
- 『当世相撲金剛伝(東/西)』、天保 15 年刊行、立川焉馬作、歌川国貞画。
- 根間弘海、平成 22 年、『大相撲行司の伝統と変化』、専修大学出版局。
- 根間弘海、平成 23 年、『大相撲行司の世界』、吉川弘文館。
- 根間弘海、平成 24 年、『大相撲行司の軍配房と土俵』、専修大学出版局。
- 『本朝相撲之司吉田家』、大正 2 年、肥後相撲協会(著作兼発行者)。
- 柘岡智・花坂吉兵衛、昭和 10 年、『相撲講本』、相撲講本刊行会/昭和 53 年、復刻版、誠信出版社。
- 三木愛花・山田春塘、明治 35 年、『相撲大観』、博文館。
- 吉田長孝、平成 22 年、『原点に還れ』、熊本出版文化会館。
- Bickford, Lawrence, 1994, Sumo and the Woodblock Print Masters (SWPM), Tokyo: Kodansha International.